

山梨県立韮崎工業高等学校 第 1 回学校運営協議会 議事録

令和 7 年 5 月 26 日 (月) 13:00~14:30

本校 3 階 視聴覚室

会議目的

- 第 1 回学校運営協議会の開催および運営に関する事項の確認
- 令和 7 年度学校運営基本方針、学校評価報告書、いじめ防止基本方針の承認および意見交換

主要テーマと重要な内容

1. 学校運営協議会の設置意義と運営等に関する要綱の確認（要点抜粋）

- 学校運営協議会は、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、学校運営の支援・協力を促進することを目的としている。これまでの学校評議員制度から一歩進め、委員が学校経営の基本的な方針を承認し、学校運営に関わっていく点が大きな違い。（校長挨拶）
- 校長は「学校は地域で活躍できる人々をつくる場所であり、地域の人々がいなければ学校自体存続の意義がない」と述べ、地域との連携の重要性を強調した。（校長挨拶）
- 委員は 15 名以内で構成され、特別職の地方公務員の身分を有し、守秘義務が課される。（学校運営協議会の運営等に関する要綱）
- 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。また、原則公開制。（学校運営協議会の運営等に関する要綱）
- 会議の開催日を学校ホームページ等で周知し、会議の終了後、その概要を学校のホームページ等に掲載する。（学校運営協議会の運営等に関する要綱）

2. 議事

ア. 令和 7 年度学校運営基本方針

- 山梨県教育委員会を目指す教育（4 本柱）を踏まえ策定。
 - ①未来を生きる子供に必要な力を育む教育の推進
 - ②誰もが可能性を伸ばせる教育の推進
 - ③教育 DX の推進
 - ④学校を取り巻く教育環境の整備

- 教育目標として「豊かな人間性を育み、変化の激しい未来社会に対応できる人材の育成」を掲げている。
- 教育方針として、地域企業との連携のもと、3年間の教育活動全体を通じて生徒を育成すること、そして多くの生徒にとっての「最後の学校」として、社会的・職業的自立に向けた力の育成を重視している。

◎令和7年度学校運営基本方針は委員の賛同を得て承認

イ. 学校評価報告書（令和6年度実績及び令和7年度計画）

- 令和6年度は「基本的生活習慣の確立し、総合的人間力の育成に努める」「基礎学力の定着を図り、生徒の進路実現に努める」「生徒会活動・部活動等を通して豊かな人間性と逞しい身体の育成に努める」「社会的自立・職業的自立に向けた力を身に付けた、工業のスペシャリストを育成する」の4本柱を目標に活動した。
- 自己評価では「ほぼ達成できた」「概ね達成できた」という評価であり、学校関係者評価でも「よくできている」「できている」という評価を得た。
- 令和7年度も同様の4本柱で教育活動を展開する計画。生徒、地域、保護者との関わりをさらに充実させ、昨年度を上回る達成度を目指す。

意見交換

- 基礎学力の定着について、特に算数等の基礎的な理解に課題を抱える生徒への対応について質問があり、学校として計算の基礎を学ぶための独自科目を設けるなど手厚く対応していることが説明された。
- 交通事故や違反に関する教育について意見があり、学校として自転車・バイクの点検指導や実技講習会等を実施していることが報告された。数字での報告を求める意見に対し、工夫していく旨回答された。
- 身体的・精神的な課題を抱える生徒や、経済的な課題を抱える家庭への支援について質問があった。教育相談員や生徒支援員に加え、児童相談所や総合教育センター等の外部機関とも連携していること、経済的支援として県の制度を利用する生徒もいることが説明された。退学に至る生徒の要因は複合的な理由が多く、上記の理由のみとする生徒はほばいないとの認識が示された。
- ICT活用におけるPC購入費用や経済的支援について質問があり、県のBYOD制度に基づき実施されており、県による所得制限を設けた支援があることが説明された。PCは就職後も必要となる技能育成や、連絡事項の配信、学習課題提出等にも活用されており、今後も教育ツールとして重要になることが示された。

◎学校評価報告書は委員の賛同を得て承認

ウ. いじめ防止基本方針

- 学校ホームページでも公開。いじめ防止のため、管理職、生徒指導部、生徒支援担当、保健部等が連携のもと、全教職員で対応する体制を取っている。大小に関わらず情報を共有し対応している。
- いじめ防止基本方針は平成 30 年に改訂され、それ以降見直しは行われていないが、県の基本方針が令和 6 年 11 月に改訂されたことを受け、本校の方針も県の基本方針に沿った形での改訂を行う予定。

意見交換

- 拡大いじめ対策委員会が開催された事例があるか質問があり、昨年度までは開催されていない旨回答された。
- ネットいじめの状況について質問があり、以前は多かったが、小中学校からの教育の効果もあり減少傾向にあるとの認識が示された。
- いじめアンケートの実施頻度について、小中学校ではより頻繁に実施されている事例に触れ、年 3 回が適切か疑問が示された。学校としては年 3 回の定期的調査に加え、日々生徒からの報告を受け付け随時対応している旨回答された。小中学校の頻度を参考に、学校独自の検討も示唆された。
- いじめ発見時の緊急対応におけるスピード感について質問があり、内容によってはスピード感を重視した迅速な対応が必要なものや、複雑化した内容に対しては、細かい部分まで時間をかけて事実確認する案件もあり、状況に応じ適宜対応している旨回答された。
- 「いじめアンケート」という表題が直接的すぎ、生徒が書きにくい可能性が指摘され、生活を振り返るような形式のアンケートや、日頃からの教員による見取り、生徒と教員の信頼関係構築が重要であるとの意見があった。

◎いじめ防止基本方針は委員の賛同を得て承認

3. その他の意見・要望

- オープンスクールや学校説明会について、県立高校間で日程が重複していることや、部活動等で忙しい中学 3 年生が参加しにくい時期に開催されていることが指摘された。特に実習科目が多い工業高校においては、2 年生からの参加を可能にするなど、工夫を求める要望があった。学校側からは近隣校との日程調整は行っていること、他校よりも回数を多く設定していることなどが説明された。
- 全体的な高校説明会・相談会について、県が一括してアイメッセ等で開催することで、保護者や受験生の負担軽減に繋がるのではないかという提案があった。学校側から県への働きかけを要望した。

- 校歌を歌わない生徒が多いことについて、伝統校として母校の校歌を歌いその誇りと伝統が継承されていけるような取り組みをしてほしいという要望があった。
- いじめ対応について、過去の事例に触れ、学校側の迅速な対応への感謝とともに、生徒や保護者の感情の消化を含めた対応の重要性について改めて意見があった。
- 学校運営協議会委員の構成について、地域の有力企業や市役所、県庁等の関係者を加えることで、地域産業に貢献できる人材育成という理念をより具体的に進められるのではないかという提案があった。

以 上